

ウイルス性肝炎進行防止対策 橋本病重症患者対策

医療受給者証をお持ちの方へ

平成30年10月から自己負担限度額が改正されます

- 次のとおり受給者証の月額自己負担限度額が改正されます。

現行：1医療機関あたり

外来 14,000円

改正後：1医療機関あたり

外来 18,000円

自己負担限度額の軽減措置があります

- 入院の医療費のうち、月額自己負担限度額に達した月から過去12か月以内に3回以上月額自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数回該当」とし、月額自己負担限度額を44,400円とします。

3回目まで

入院 57,600円

4回目から

入院 44,400円

該当する方は、対象となる4ヶ月目以降の月と、その月から数えて過去12ヶ月に57,600円の自己負担があった3ヶ月分のものご用意して、保健所（札幌市の場合は保健センター）にて償還払の手続きを行ってください。

- 外来に係る医療費のうち、前年10月から本年9月の1年間に支払う医療費の合計を144,000円までとする「年間上限」も設けられています。

該当する方は、上記期間に発行された1年間分の医療機関の領収書を用意し、保健所（札幌市の場合は保健センター）にて、手続きを行ってください。

- いずれも償還払申請により支払われた医療費と軽減措置後の月額自己負担限度額との差額をお返します。

※月額自己負担限度額が0円（市町村民税非課税世帯）の方は変更ありません。

※お問い合わせは、お近くの道立保健所又は下記までお問い合わせください。

北海道保健福祉部健康安全局

地域保健課感染症・特定疾患G

TEL 011-231-4111（内線 25-521）